

政府によるクマ被害対策 支援メニュー一覧

令和8年1月時点版

クマ被害対策の各プロセスにおいて活用できるメニューをまとめていますので、
ご参考にしていただけますと幸いです。

クマ被害対策に活用できるメニュー一覧表

メニュー分類	メニュー名	省庁名	対象
調査・計画策定	①特定鳥獣保護管理計画制度	環境省	都道府県
	②指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）	環境省	都道府県
人材確保・育成、技術支援、活動支援	③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）	環境省	都道府県
	④狩猟ポータル	環境省	民間事業者、国民等
	⑤研修会の開催	環境省	都道府県、市町村等
専門家派遣	⑥夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等	環境省	都道府県、市町村、民間事業者等
	⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）	環境省	都道府県、市町村等
	⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	農林水産省	市町村等
捕獲（緊急時、個体数管理等）	⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）	環境省	都道府県
	⑩鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）	農林水産省	市町村等
被害防止対策（侵入防止柵設置、緩衝帯の整備、環境整備等）	⑪指定管理鳥獣対策事業交付金（出没防止対策事業）	環境省	都道府県
	⑫鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備）	農林水産省	市町村等
	⑬河川におけるクマ被害対策について	国土交通省	都道府県、市町村等
	⑭緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援	林野庁	都道府県、市町村、民間事業者等
その他	⑮鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用、クマスプレー）	農林水産省	市町村等
	⑯学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	文部科学省	都道府県、市町村等
	⑰地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁	都道府県、市町村、民間事業者等
	参考：ドローンについて、搜索・救助等のための特例を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例	国土交通省	都道府県、市町村、民間事業者等
	参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ	環境省	都道府県、市町村

※交付金（指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金）を受けて実施する事業や地方単独事業として実施する際に要する経費について、特別交付税措置

①特定鳥獣保護管理計画制度

- 環境省では、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の保護又は管理に係る中長期的な目標や対策を設定する特定鳥獣保護管理計画制度制度を運営（鳥獣保護管理条例第7条）
- さらに、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める「指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）」については、都道府県等が実施する対策に対して、交付金による支援を実施。

特定鳥獣保護管理計画制度

第一種特定鳥獣保護計画

その生息域が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画

第二種特定鳥獣管理計画

その生息域が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める「指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）」について、捕獲等をする事業を実施

技術的助言

技術的助言

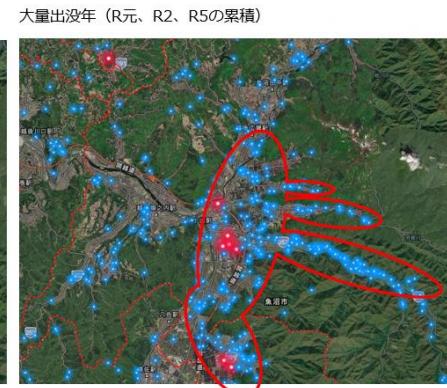
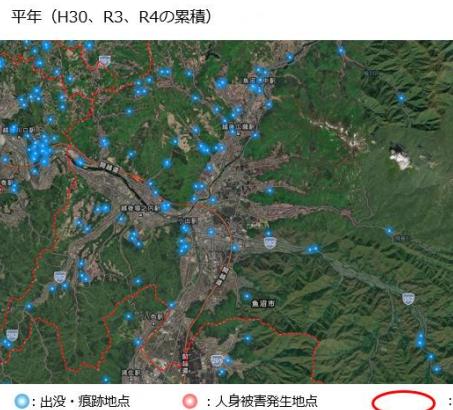
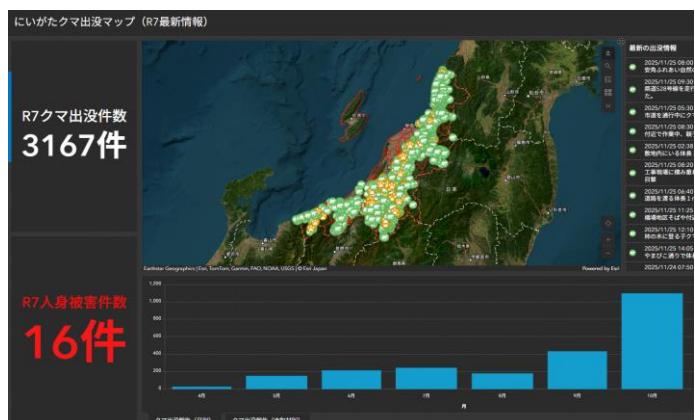
交付金による
支援

②指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）

■ 概要

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	間接交付 対象者	交付割合
計画策定・調査等事業	都道府県や協議会が実施する、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画や広域捕獲計画の策定等に必要となる生息数、生息密度分布個体数推定及び将来予測等の生息状況や被害状況の調査に必要な経費（雑役務費等）	都道府県 協議会	-	定額（都道府県は5,000千円を上限とする定額 協議会は10,000千円を上限とする定額、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内、交付上限額は都道府県は12,500千円、協議会は15,000千円とする。ただし、北海道においては、生息・被害状況に著しい変化が生じ特定計画の改定が必要な場合等、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかると認められる場合に限り事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円とする。）

■活用イメージ・事例



クマ出没マップを活用した出没防止対策の検討

③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）

■概要

赤字：新規メニュー

交付対象メニュー	対象経費の想定	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
① 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●捕獲等事業者育成に必要となる経費（会議費、旅費、諸謝金、消耗品等） ・認定鳥獣捕獲等事業者の認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する都道府県・市町村担当職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会 ・認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催 ・指定管理鳥獣の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上に向けた研修 等 	都道府県協議会	-	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣管理専門人材の配置（新）	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県において、専門人材を配置する際の経費（賃金等） <ul style="list-style-type: none"> ①鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有し、 ②広域的な指定管理鳥獣の保護・管理を担う者（常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費 ●雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等） 	都道府県	-	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
③ 緊急銃猟対応等実務者の育成（新）	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急銃猟等を実施するための射手の技術向上や都道府県・市町村における捕獲従事者等を育成するために必要な研修の実施に係る経費（会議費、旅費・謝金等） 	都道府県	市町村	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）
④ 緊急銃猟対応等実務者の配置（新）	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急銃猟対応等実務者を雇用するために必要な経費（賃金等） <ul style="list-style-type: none"> ①狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者であり、 ②緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事する者等（常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費 ●雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等） 	都道府県	市町村	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）

④狩猟ポータルの運営、狩猟フォーラムの開催、狩猟税の減免

- 環境省では、捕獲の担い手であるハンターの確保・育成を目的として、狩猟免許の取得や猟具の所持、狩猟者登録など、必要なプロセス等を解説する「狩猟ポータル」を運営。
- 「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催し、狩猟の魅力と、狩猟が持つ社会的な役割を周知するとともに、将来の鳥獣保護管理の担い手確保に取り組んでいます。
- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除し、捕獲従事者の経済的負担の軽減を行っています。



狩猟ポータル
Hunting Portal Site



箱わな実演
(令和元年度開催・大分会場)



知っておくべきこと



生活スタイルに合わせた
狩猟の選択



狩猟免許を取得する



猟具（銃、わな、網）
を所持する



狩猟者登録をする



地域のルールに
のっとって狩猟場へ &
狩猟のドキュメンタリー映像

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減

※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税

⑤特定鳥獣の保護及び管理に係る研修会（自治体職員向け）

- 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を進める上で重要な「特定計画」の策定及び効果的な実施を目的として、地方自治体職員等を対象とした講義や現地見学等による研修会を開催。
- 国内トップレベルの講師陣から特定獣類4種（ニホンジカ、イノシシ、クマ類、ニホンザル）について理論編（オンライン）、実習編（演習林等での実地集合研修）を実施。
- 本研修を受講し、かつ、鳥獣行政の3年以上の都道府県の実務経験者は、「鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員」として計上することができます。（[都道府県における専門的職員の配置 || 野生鳥獣の保護及び管理\[環境省\]](#)）

オンラインによる理論編研修



演習林での被害対策等について実地研修



実地研修後の振り返り

⑥夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等

- 夜間銃猟に係る認定を受ける意向がある認定鳥獣捕獲等事業者の「事業管理責任者」及び「夜間銃猟に従事する捕獲者」や「緊急銃猟に従事する者として市町村から推薦を受けた者」を対象とし、要件の一つである「夜間銃猟安全管理講習」及び「射撃技能の確認」を開催。
- 令和7年度は、可能な限り多くの方に受講いただく機会を設けるため追加で開催を予定。

【追加開催予定】

①夜間銃猟安全管理講習会

【講義】

日 程：令和8年1月19日（月）
場 所：オンライン開催

【実習・射撃技能の確認】

○関東会場

日 程：令和8年1月30日（金）
場 所：群馬県安中総合射撃場

②射撃技能の再確認

○関東会場

日 程：令和8年2月9日（月）10:00～
場 所：群馬県安中総合射撃場

▶詳細は、以下のサイトにてご案内

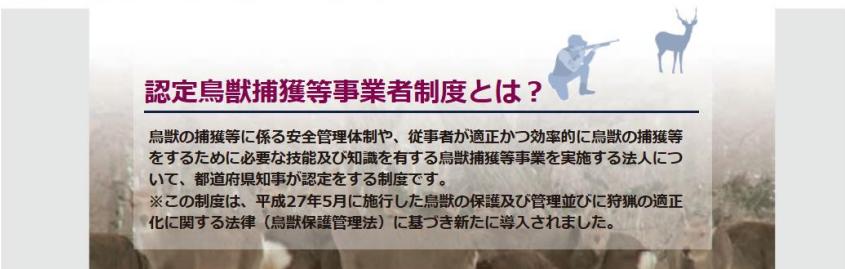
<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

認定鳥獣捕獲等事業者制度

文字サイズ 小 中 大

二ホンジカ等の生息や被害の現状 これまでの対策の成果と課題 認定鳥獣捕獲等事業者制度の趣旨 認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要 講習実施に係る資料ダウンロード 認定鳥獣捕獲等事業者一覧 FAQ

環境省 > 自然環境・生物多様性 > 野生鳥獣の保護管理 > 認定鳥獣捕獲等事業者制度



更新情報

2025年12月23日 【追加開催】令和7年度夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等についての案内を追加しました。

2025年12月11日 令和7年度認定鳥獣捕獲等事業者講習会の開催についての案内を追加しました。

2025年11月30日 認定鳥獣捕獲等事業者一覧を更新しました。

2025年10月1日 令和7年度夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等についての案内を追加しました。

2019年10月10日 資料ダウンロードの認定鳥獣捕獲等事業者講習会テキストとパワーポイント資料を更新しました。

2018年12月12日 認定鳥獣捕獲等事業者に必要な救急救命知識の手引き[PDF 2,114KB]を更新しました。

2018年1月4日 ニュースレターVol.2[PDF 547KB]を掲載しました。

2017年6月15日 ニュースレターVol.1[PDF 3,637KB]を掲載しました。



制度紹介

印刷用リーフレットダウンロード
[PDF 1,365KB]

⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）

- 環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する専門家を登録し、地方公共団体等に紹介する「鳥獣プロデータバンク」を運営。
- 昨今のクマの大量出没を受けて、新たにクマ対策専門家・緊急派遣事業を開始。クマの被害対策（研修会・講義・調査等）を行う地方公共団体（都道府県・市町村）等に、クマの専門家を派遣するための謝金と旅費の相当額を環境省が支援。



プロを探す

クマ対策専門家緊急派遣事業（謝金・旅費支援）

昨今のクマの大量出没を受けて、新たにクマ対策専門家・緊急派遣事業を開始します。クマの被害対策（研修会・講義・調査等）を行う地方公共団体（都道府県・市町村）等に、クマの専門家を派遣するための謝金と旅費の相当額を環境省がお支払いします。

支払いに当たっては、活動終了後に「活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業）」を運営事務局に提出していただきます。

本事業の対象となる活動は、令和8年2月27日までに実施され、活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業）が3月6日までに事務局に提出された活動です。（今後、応募状況等により、対象期間等が変更になる可能性があります）。

詳細については、下記のクマ対策専門家緊急派遣事業の手引きをご覧ください。

[クマ対策専門家緊急派遣事業の手引き \[PDF 445KB\]](#)

[利用申請書（クマ対策専門家緊急派遣事業） \[Word 36KB\]](#)

[活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業） \[Word 56KB\]](#)

▼こちらより検索

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html#haken>

⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として登録し、**地方公共団体等の利用者**に紹介する制度。
- アドバイザーは、令和7年7月時点で276名（うちクマを対象としたアドバイザーは124名）。

現状

- シカやイノシシ対策を実施してきたものの、クマについての知見がなく、クマの生態を踏まえた有効な対策が実施できていない。



わなのサイズが合わず、入らなかった



クマ用の電気柵が未設置



1.8mの金網柵を乗り越えるヒグマ

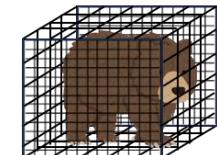
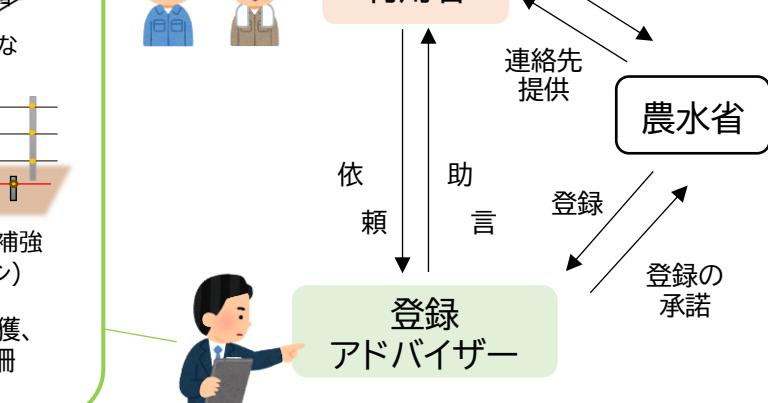
アドバイザーの利用

- クマ対策に知見を有するアドバイザーの派遣により、効果的な対策の実施を支援(鳥獣交付金の活用も可能)。

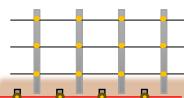
農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの利用の流れ



利用者



クマ用箱わな



対クマ電気柵補強
(トリップライン)

効果的な捕獲、
侵入防止柵
の助言

⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）

■概要

赤字：拡充部分

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	間接交付 対象者	交付割合
②捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急銃猟や指定管理鳥獣捕獲等事業における以下の経費 ・射手への日当や手当など捕獲した個体の搬出・処理経費 ・捕獲事業者への委託費（旅費、雑務費等） ・捕獲するための箱わな等の購入費用（備品費等） ・捕獲に係る保険代（保険料） ・銃弾、ガソリン等の捕獲に必要となる諸経費（消耗品費等）など 	都道府県	市町村	<p>1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）</p> <p>春期管理捕獲等の効果的な捕獲計画を有する都道府県、緊急銃猟の実施に係る経費にあっては 2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）</p> <p>※「春期管理捕獲等を含む効果的な捕獲計画」とは、春季管理捕獲のほか、例えば都道府県をまたいで広域的に移動する地域個体群を、各都道府県で連携して捕獲を行うような取組を想定</p>

■活用イメージ・事例



箱わなの設置



捕獲に対する支援

■参考：緊急銃猟への協力のお願いについて（R7.11.28）

緊急銃猟における民事責任、刑事责任、行政処分の考え方について取りまとめた資料 [kuma-oshirase-r071128-2.pdf](#)

⑩-1鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

- 農業集落からクマを排除し、捕獲を強化することで増えすぎた個体数の削減を図る。
- クマ捕獲に関する困難度を踏まえ、**クマ特別対策**により、**捕獲単価を従来より大幅に増加**して支援するなど、**捕獲強化に向けた環境整備を推進**。

クマ特別対策の全体像

【クマ特別対策の基本的な考え方・実績等】

- 出没の多発する場合において、農地への侵入防止を防ぐため、活動範囲を広げて、罠の増設や銃に積極的な捕獲を実施
（地域毎に設定した単価で支援）
- 現在、北海道を中心に全国19県・市町村において実施中。

<特別対策のイメージ>



- 柵、緩衝帯整備等の基本的対策を実施
- その上で、銃や罠での捕獲を強化

捕獲活動経費の支援

- 頭数払いの設定単価は平均で約2万円。
- さらに市町村において上乗せ(平均約3万円)を実施。
- このほか、日当払いでの支援も実施。
(罠の見回り2千円/時間、集中捕獲3万円/日 等)

捕獲機材の導入支援

- クマ用の大型箱わなの導入について、上限単価なし・定額で支援。

通常メニューの場合

- 補助率：定額
- 上限単価 8千円/頭 ※日当払も可能。

通常メニューの場合

- 補助率：1/2以内(実施隊が行う場合は定額)
- 上限単価：119千円/基
※上限単価を超える場合は、特認協議で対応

⑩-2鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

- クマの捕獲強化に当たって、被害のある市町村単独での捕獲ではなく、クマの行動範囲を踏まえた広域的な捕獲を推進。

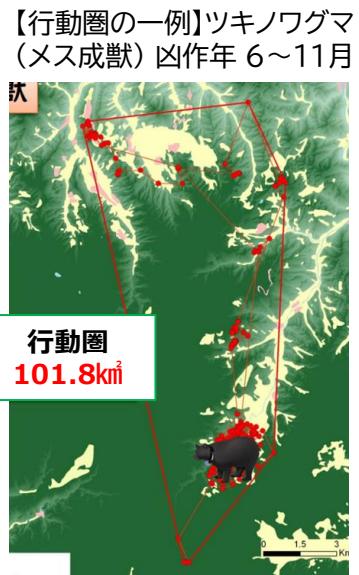
従来

- 市町村単位での捕獲強化対策が主。
- 一方、ブナ等が凶作年のクマの行動域は非常に広範囲にわたる。このため、農業集落に出没している有害個体は、他市町村域など広範囲に移動。

クマ特別対策実施箇所(北海道)



※北海道のほか、岩手県一関市、秋田県鹿角市、秋田県北秋田市、兵庫県(対象市町村: 淡路島地域を除く38市町)において実施。なお、兵庫県については、県が事業実施主体。



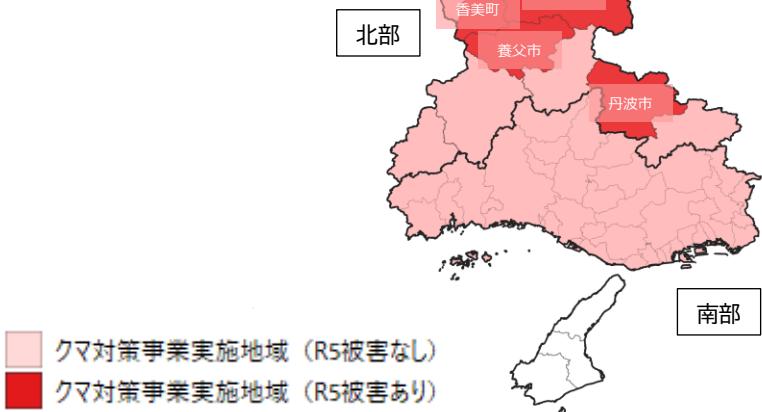
※ヒグマについては、オスで数十km²～1,000km²を超える場合もあるとのこと
(出典:ヒグマ管理計画(第2期)(北海道庁))

今後

- クマの行動範囲を踏まえた、被害発生市町村を中心に、近隣市町村とも一体的な捕獲強化を推進。

【兵庫県の事例】

- 県内のクマによる農作物被害は、北部の豊岡市、香美町、養父市、丹波市で発生。
- モニタリング、生息環境管理等を実施するとともに、出没数が増加し県南部への分布域拡大が懸念される状況を踏まえ、近隣市町と連携し、県南部において危険個体の捕獲強化。

農作物被害状況と
クマ対策事業実施状況

⑪指定管理鳥獣対策事業交付金（出没防止対策事業）

■概要

赤字：拡充部分

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
③出没防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去や緩衝帯の整備に必要な経費（雑役務費等） ●侵入防止柵の設置やクマスプレー、クマ鈴、追い払い用花火等の購入費用（備品費、消耗品費等） ●人の日常生活圏におけるパトロールに必要な日当や手当 ●クマの出没注意を呼びかけるための普及啓発に必要な経費（印刷製本費等）など 	都道府県	市町村	2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）

■活用イメージ・事例



出没防止対策（電気柵）



緩衝帯整備



誘因物の管理（放任果樹の伐採）



⑫-1鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備）

- 農地の周辺に侵入防止柵を設置することを基本とした上で、農作物への執着の強いクマ対策を実施。
- 農地周辺の電気柵を二重に設置することにより、掘り起こしを防止し防護を強化。

従来

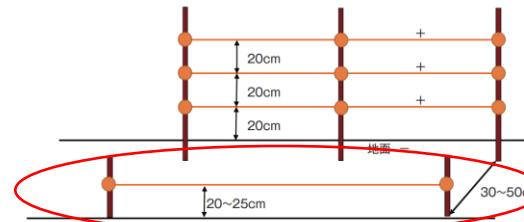
- 感電による痛みを獸が学習し、近づかなくなる、クマに対しても有効な侵入防止柵。
- 農作物への執着が強い場合、柵の下部を掘り起こして侵入する場合がある。



今後

- 電気柵の外側にもう1本補強する方法(トリップライン)により、クマの掘り起こしを行う気力を喪失させ、農地への侵入防止効果を向上させることが可能。

トリップライン(模式図)



活用事例(長野県下高井郡木島平村池の平地区)



クマに突破された部分等の弱い部分の外側に、トリップラインを追加整備し、電気柵の下を掘っての侵入は無くなった。

資料：野生鳥獣に負けない集落づくり事例集(長野県)

⑫-2鳥獣被害防止総合対策交付金（緩衝帯の整備）

- ・ クマを人里になれさせないよう、誘引物を除去、人里との境の藪などを刈り払うことで緩衝帯を整備。
- ・ 加えて、強固な侵入防止柵等を一体的に整備することにより、人とクマの棲み分けを強化。

従来

- ・ 潜み場の除去や、放任果樹の撤去等による緩衝帯の整備。しかし個体数が多すぎる状況においては、防除策の決定打とはならない。
- ・ 侵入防止柵は基本的に農場の周辺に整備するものが多い。



緩衝帯と柵が分離



今後

- ・ 棲み分けを強化するため、緩衝帯と併せ、強固かつ広域な侵入防止柵や、設置・撤去が容易な一時的な電気柵の整備を推進。

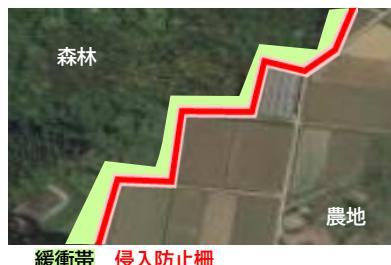
強固な金属柵



設置・撤去が容易な電気柵



緩衝帯と柵を一体的に整備



⑬河川におけるクマ被害対策について

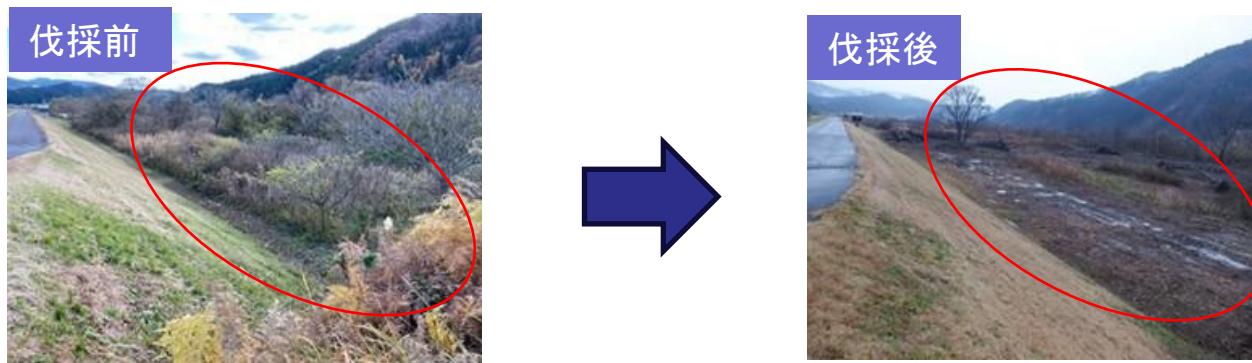
■概要

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、河川は、クマが人の生活圏に侵入する移動ルートとなっている可能性が指摘されていることから、

- ・ 河川の樹木伐採等を都道府県等（鳥獣行政担当部局等）と調整し、クマ対策に有効な箇所を優先的に伐採
- ・ 河川区域内でわな等の移動が柔軟にできるよう包括的に占用許可などの支援を実施しています。

国土交通省管理区間であれば河川事務所に、都道府県管理区間であれば都道府県河川部局にご相談ください。

■活用イメージ・事例



クマの移動ルートとなる可能性がある箇所の樹木伐採

⑭緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援

①緩衝林帯の整備

都道府県・市町村・森林所有者等が行う、人への生活圏への出没防止に向けた刈払いなどへの支援。

整備前



整備後



整備前

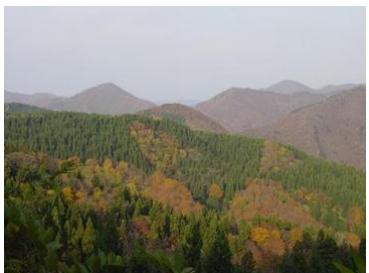


整備後



②針広混交林や広葉樹林への誘導等

- 都道府県・市町村・森林所有者等が行う、生息環境の保全・整備に向けた人工林を針広混交林や広葉樹林に誘導するための抜き伐りや植栽等を支援。
- 都道府県・市町村・森林所有者等が行う、ナラ枯れ等の被害木の伐倒・駆除や、薬剤の樹幹注入による予防を支援。



針広混交林



広葉樹植栽



被害木の燻蒸処理



薬剤の樹幹注入

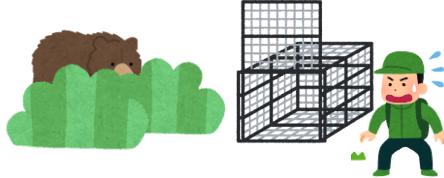
⑯-1鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用）

- 人口減少や高齢化が進む中山間地域等におけるクマ対策の強化に向けて、ICT機器の活用支援により、罠の見回りの負担軽減とクマの危険回避を推進。

従来

- 罠も電気柵も、定期的な見回りが必要であり、人口減少等が進む中山間地域等では労務負担が大きい。
- 特にクマが出没している状況下では見回り作業にも危険が伴う。

罠は定期的見回りが必要、クマの危険も伴う



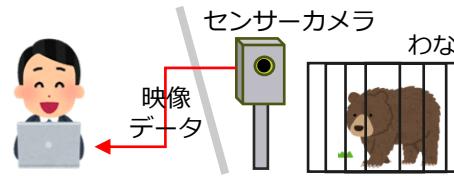
電気柵も通電確認が必要



今後

- 省力的かつ安全に対策に取り組めるよう、遠隔でわなの状況や電気柵の通電状況等を監視できるICT機器の活用等を支援。

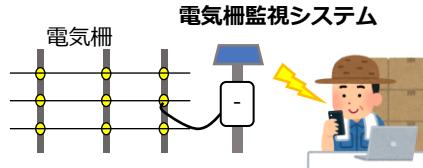
センサーカメラにより
遠隔で罠の状況を確認



ドローンでの生息調査・追い払い



遠隔で電気柵の通電状況を把握



⑯-2鳥獣被害防止総合対策交付金（クマスプレー）

- 農業現場や捕獲活動等の被害対策中の安全確保の徹底について、都道府県に対し通知。
- 農業者や捕獲者、クマ対策の作業者の安全確保に向け、クマスプレーの導入を交付金で支援。

通知

・農作業の安全確保や誘因物の撤去、捕獲活動等の被害防止対策中の安全確保の徹底等について
10/31に通知済。

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について(依頼) (局長通知)(抄)

- 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項
- 誘引物の適切な管理
- 鳥獣の捕獲活動時の安全確保
(2)クマに遭遇することを想定し、防護のため
クマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- クマの出没時の対応

予算措置

・作業者や農業者の安全確保のため、
クマスプレーの導入に対しても交付金により支援。



クマ撃退スプレー

クマスプレー等を携帯の上での作業を徹底

【保険加入への支援】

- 支援内容 捕獲に従事する者に対する保険代
(被害防止対策に係る保険に限る)
- 補助率 1/2以内(実施隊等が行う場合は、定額支援)

⑯学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

■概要

(学校安全教室推進事業：都道府県等)

- 都道府県等が実施する教職員等に対するクマ出没時対応も含めた研修の実施を支援。

(学校安全総合支援事業：都道府県等)

- クマ出没時対応も含めた各学校の危機管理マニュアルを見直すための専門家等の派遣。

(地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業：都道府県、市町村等)

- 登下校時の見守りボランティアのクマ対応に必要な物品（クマ鈴、クマ用ベル、ホイッスル等）の支援を実施。

■活用イメージ・事例

学校安全総合支援事業

令和8年度予算額（案） 241百万円
(前年度予算額 238百万円)



学校安全の推進に向けた課題

- 学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが実効的な取組に繋いでいない。
- 地域、学校設置者、学校教職員の学校安全の取組に対する意識の差がある。
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めいくことが必要である。
- 地域の多様な主体と連携・協働、子供の視点を加えた安全対策を推進する必要がある。

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）に基づく取組を推進

1.組織的取組	2.関係機関との連携	3.安全管理	4.安全管理	5.横断的項目
・学校安全計画のPDCAサイクルの確立	・コミュニケーションスクール等の仕組みの活用	・地域の災害リスク踏査と実践的・実践的防災教育	・子供の視点を加えた安全点検	・学校安全情報の見える化
・学校安全に係る各機関の職員の育成配置	・関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策	・体験活動やデジタル技術を活用した安全教育	・重大事故の予防ためのヒヤリハット事例の活用	・通学安全の安全管理等の事例の実情把握
		・幼児期、特別支援学校の取組の推進		・登下校安全確認の実現（登下校安全日誌）
セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方を吸引し、全国的に学校安全を推進していく。				

※ 安全教育・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教員の設置、関係機関との連携、評価改進のため、継続的に学校安全に取り組む。

実践

●学校安全推進体制の構築 R8予算額（案） 188百万円(188百万円)

【都道府県・指定都市教育委員会への委託事業、平成24年度事業開始】

計画に基づきモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全般の安全の底上げと根柢拡大を図る。

都道府県教育委員会等

千葉地域・拠点校の指定

推進委員会の設置・運営

専門的知識の活用

成績の公表・体制整備

取組の評価・改善

③3,994千円×47回=187.1千円

地域全体の底上げ

●学校安全に係る専門性向上支援 R8予算額（案） 278百万円(278百万円)

【民間企業等への委託事業、令和4年度事業開始】

各学校（国公立・私立含む）に対し、学校安全に係る研修の実施、専家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校の安全の推進を図る。

モデル地域 拠点校 実践委員会の設置

SPSの考え方を取り入れた学校安全実践力向上セミナー等の開催

・実践委員会の別を開き、各地区で実践的・実践的防災教育

・体験的学び・デジタル技術活用

・専門的知識や関係機関との連携

PDCAサイクルに基づき検証・改善

SPSの考え方を取り入れた学校安全実践力向上セミナー等の開催

・実践委員会の別を開き、各地区で実践的・実践

⑯地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業（補助金）

■概要

補助対象メニュー	内 容	補助対象事業者	補助率
観光客の安全・安心に資する観光施設等における多言語対応強化	地域におけるクマの出没情報など多言語での正確な情報発信に向けた環境整備に要する経費	民間事業者、地方公共団体、DMO等	1/2

■活用イメージ・事例



「Do not feed bears」



「Do not leave rubbish」

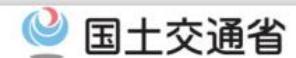


「Do not approach bears」

インバウンドを含む観光客を対象とした
多言語でクマへの注意喚起を行
うための看板や掲示物の作成

クマ対策の「観光ピクトグラム」を用いた
クマに関する情報発信や注意喚起
(「観光ピクトグラム」は観光庁HPよりダウンロード可能)

参考：ドローンについて、搜索・救助等のための特例※を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例 ※航空法第132条の92



搜索・救助等のための特例(航空法第132条の92)適用事例

獣害を未然に防ぐための飛行

- 市街地への熊の侵入をうけ、熊の探索、行動範囲の確認及び地域住民の避難を目的に、地方自治体からの依頼により、民間事業者が無人航空機の飛行を実施。
- 熊が住民を襲うことによる死傷事故に至ることを防ぐため、無人航空機により、早急に熊の頭数及び侵入経路を把握し、避難誘導・被害拡大を防ぐため当該情報を共有する必要があった。
※当該特例は熊に限らず、人命に危難のある獣害全般に適用される。
- 目視外や夜間等における飛行では、原則として国土交通大臣の許可・承認を得たうえで飛行させる必要があるものの、本特例を適応し、飛行許可・承認なしでドローンを飛行させることができた。

一般社団法人秋田県ドローン協会による無人航空機を活用した対応の概要

- 実施場所 秋田県秋田市
- 実施者 (一社) 秋田県ドローン協会（依頼元：地方自治体）
- 実施内容 熊の行動範囲調査のための赤外線を使用した調査飛行
- 使用機体 DJI製 Matrice400（カメラ：H30T）
- 安全確保体制 自治体職員における探索範囲（公園）入口封鎖による第三者侵入防止及び 2オペレーション（※）による操縦者、カメラマン、安全管理者による監視を行い、公園内に第三者がいない状況を確認の上で飛行を行った。

※2オペレーション：1人がドローンの飛行を行い、もう1人がカメラの向きやズームなどの操作を実施



園内の監視カメラで撮影された熊



2オペレーションによる調査体制



モニターによる監視

参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ

- 現場での対策にご尽力されている地方自治体に対して、事務連絡「クマ被害対策等関係情報のお知らせ」として、最近の政府の取組等についてとりまとめて発出し、環境省ウェブサイトに公開。追加的な情報については随時お知らせし、環境省HP 「<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>」に掲載。



発出日	目次	内容
2025. 10.31	1 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議の開催	
	2 クマ被害対策の円滑な実施	①緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7.10.31） ②錯誤捕獲発生時の適切な対応
	3 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマによる人身被害の防止に向けた環境大臣談話 ②クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について ③熊の出没による人身被害防止のための対応について
2025. 11.14	1「クマ被害対策パッケージ」の公表	
	2「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正に係る準備会合」の開催	
	3 クマ被害対策の円滑な実施	①専門家派遣事業の実施について ②カスタマーハラスマント対策事例について
2025. 12.23	4 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマの出没に対する保育施設等の安全確保について ②農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について ③林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について ④鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について
	1 クマ被害対策の円滑な実施	①夜間銃猟安全管理講習会等の追加開催について ②専門家派遣事業の実施について
	2 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について ②航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例 ③警察職員の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について ④自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について